

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	保健福祉部
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第87号 令和2年12月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年3月18日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 使用料に係る収入事務において、収納された使用料の額が正しいことの確認がなされていない例が認められた。	令和3年 3月18日
2 収入事務（その2） 手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	令和3年 3月18日
3 支出事務（その1） 補助金の交付に係る事務において、補助対象ではない経費を含めて交付決定を行っている例が認められた。	令和3年 3月18日
4 支出事務（その2） 補助金の交付事務において、補助金の算定に誤りのある例が認められた。また、交付の決定をしたにもかかわらず、支出負担行為の手続きも行われていなかった。	令和3年 3月18日
5 支出事務（その3） 補助金の交付事務において、補助事業者が添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例や、額の確定を行っている例が認められた。	令和3年 3月18日
6 支出事務（その4） 補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。	令和3年 3月18日
7 支出事務（その5） 報償費の支給に係る支出事務において、支給決定前に支出負担行為の手続きを行っている例が認められた。	令和3年 3月18日
8 契約事務（その1） 使用料の徴収に係る契約事務において、一部の使用料について徴収事務	令和3年 3月18日

指摘一覧		措置通知日
	を委託していなかった。	
9	<p>契約事務（その2）</p> <p>普通財産の貸付に係る契約事務において、申請に必要と定められている連帯保証人による必要な手続きがなされていないにもかかわらず、申請書を受理し契約を締結していた。また、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置も講じられていなかった。</p>	令和3年 3月18日
10	<p>財産管理事務</p> <p>郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。</p>	令和3年 3月18日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>使用料に係る収入事務において、収納された使用料の額が正しいことの確認がなされていない例が認められた。</p> <p>※ いわき市健康・福祉プラザ条例第10条の規定に基づき使用者から納付された使用料については、その徴収の事務を当該施設の指定管理者に委託しているが、指定管理者から払い込まれた収納金の額が正しいことの確認がなされないまま調定が行われていた。</p> <p style="text-align: center;">（保健福祉課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき市健康・福祉プラザの使用料については、徴収日別に、「健康増進施設」「宿泊室」「研修室」「浴室付大広間」の4区分で内訳をもらい、これに基づき調定を行っておりました。</p> <p>これまで、内訳の合計金額と納入額が一致しているかの確認で足りると思ひ、内訳に記載された金額が合っているかの確認はしてこなかったため指摘事項が発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>単価と数量が把握できる徴収内訳の様式を新たに作成し、その様式により指定管理者から報告をもらうことで、徴収金額を確認できるよう運用を改めました。</p>
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>【事例1】生活衛生課 環境営業許可手数料</p> <p>※ 環境営業許可手数料として令和2年5月20日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月21日（木）までに払い込まなければならないが、6月4日（木）に払い込まれていた。</p> <p>【事例2】生活衛生課 食品営業許可手数料</p> <p>※ 食品営業許可手数料として令和2年5月20日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月21日（木）までに払い込まなければならないが、6月4日（木）に払い込まれていた。</p> <p>【事例3】生活衛生課 畜犬登録等手数料</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>前日に徴収した手数料について、翌日に金融機関に納入するため、職員が毎朝金庫から取り出すべきところ、失念したことにより金庫に保管したままの状態となりました。</p> <p>本職員の週末出勤の振替取得や、応援職員の配置により、レジ業務に慣れた職員が不足していたため、金庫から取り出していない事をすぐに気が付かず、会計室から戻った収入済表を消し込む作業を行っていた際に、5月20日分が未納であったことに気が付いた状況です。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>金庫内の収入金について、毎朝のレジ準備に伴う一連の作業として、金庫内の公印や切手、保管つり銭とセットで取り出すようにし、担当者と係長がダブルチェックすることとしました。</p> <p>また、収納機関への払い込み後当日に、領収書（レシート）と徴収簿のチェックの実施、及</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>※ 畜犬登録等手数料として令和2年5月20日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月21日（木）までに払い込まなければならないが、6月4日（木）に払い込まれていた。</p> <p>なお、これらは全て同日に生活衛生課が受付し、手数料受領後レジに入金したものであるが、総務課が終業時にレジの締め作業を実施するとともに、各課への金額確認後に調定を行い、翌営業日に金融機関等へ払い込んでいるものである。</p> <p style="text-align: right;">（保健所総務課）</p>	<p>び現金等払込書兼領収証書の出納日を、特記事項欄に消込を行うことで、もれが無いようチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>3 支出事務（その1）</p> <p>補助金の交付に係る事務において、補助対象ではない経費を含めて交付決定を行っている例が認められた。</p> <p>※ いわき市救急医療施設運営費補助金の交付額について、同補助金交付要綱第3条に基づき「基準額」により算定しているが、さらに補助対象ではない事務経費を加えて交付決定を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">（地域医療課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>事務経費に係る補助金交付要綱の改正の必要性について、その認識が不十分であったことにより交付決定を行っていたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今回の指摘を踏まえ、令和2年度末を目途に、補助金交付要綱を改正することとし、今後は、補助金交付事務の適正化に努めてまいります。</p>
<p>4 支出事務（その2）</p> <p>補助金の交付事務において、補助金の算定に誤りのある例が認められた。また、交付の決定をしたにもかかわらず、支出負担行為の手続きも行われていなかった。</p> <p>※ いわき市グループホーム家賃補助金の交付に係る事務において、補助金の算定にあたっては、運営開始日現在（4月1日現在）の入居者名簿に基づき算出すべきところ、対象者の増が見込まれた6月1日現在</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>本補助金は申請期日を4月1日とし、補助金額の算定は運営開始日現在（4月1日現在）の入居者名簿により算出することとしており、以降に入退居があった場合には、変更の届出により対応することとなりますが、補助金交付要綱の理解が不十分であったことから、当初申請の時点で、6月1日からの入居見込み者も含め申請を受け、交付決定を行ったものです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>の入居者名簿により算定していた。</p> <p>また、監査実施日（令和2年10月8日）において、市財務規則第62条の規定に基づく支出負担行為書の作成も行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（障がい福祉課）</p>	<p>また、支出負担行為書の作成については、交付決定時に起票することは認識していたものの、確認不足により、事務処理を失念したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>監査での指摘後、速やかに居住状況を確認するとともに、支出負担行為書の作成を行いました。なお、年度末の補助金の支出の際にも、状況を確認したうえで支出することにいたします。</p> <p>今後は、補助金交付に係る事務チェックシートを用い、必要な事務処理を確認することにより、補助金交付事務の適正化に努めます。</p>
<p>5 支出事務（その3）</p> <p>補助金の交付事務において、補助事業者が添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例や、額の確定を行っている例が認められた。</p> <p>【事例1】地域包括ケア推進課</p> <p>※ いわき市つどいの場創出支援事業補助金の交付事務において、「市補助金等交付規則」第4条第1項第3号の規定による前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。</p> <p style="text-align: right;">（地域包括ケア推進課）</p>	<p>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>補助金交付申請時に補助事業者が提出する補助金交付規則の第1号様式（第4条関係）補助金等交付申請書の添付書類欄には、「前年度決算書」と記載されていますが、補助事業者から提出を受けた申請書では記載が漏れており、そのチェックが不十分であったことから、当該決算書が未提出のまま交付決定を行ったものです。</p> <p>【事例1】〔措置した内容〕</p> <p>今後、交付決定にあたっては、補助金交付規則に規定されている第1号様式で提出するよう補助事業者に対して指導するとともに、添付資料の徹底を図るため、補助金交付に係る事務チェックシートを用い、必要な事務処理を確認</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>【事例2】保健所生活衛生課</p> <p>※ いわき市所有者のいない猫不妊去勢手術費助成事業助成金の交付事務において、「市補助金等交付規則」第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による事業計画書、収支予算書及び前年度決算書がないまま申請を受理し、交付決定していた。また、同規則第12条第1号の規定による収支決算書がないまま実績報告を受理し、額の確定を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">(保健所生活衛生課)</p>	<p>することにより、補助金交付事務の適正化に努めます。</p> <p>【事例2】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>本事業は、所有者のいない猫（以下「野良猫」という。）に起因する被害への対策の一つとして、野良猫の繁殖による、さらなる野良猫の増加の防止を図るために、全国的に広がりが見られるTNR（保護し、不妊去勢手術を実施し、生息場所に戻す）活動を支援する目的で、これらの猫管理活動を行う団体による野良猫の不妊去勢手術に要する費用の一部を助成するものです。</p> <p>助成対象となる団体の活動につきましては、市内全域に極めて多数の野良猫が存在することから、一定頭数の猫を手術した後、まとめて交付申請するものであり、この時点で手術実施前の事業計画書や収支予算書を添付することは、手続きの流れとして馴染まないこと、また、実績報告の都度に収支決算書を添付することによる事務の煩雑化を避けるため、規則に規定される書類を受理していなかったものです。</p> <p>加えて、これらの実情に合わせ、添付書類の一部省略が可能となるよう「いわき市所有者のいない猫不妊去勢手術費助成事業実施要綱」の改正を行っていなかったことによるものです。</p> <p>【事例2】〔措置した内容〕</p> <p>令和3年4月1日付で本事業実施要綱第11条及び13条において添付書類の一部省略が可能となるよう改正を行います。</p> <p>今後は、同様の誤りが生じることがないように関係例規等を確認するとともに、課内のチェック体制の強化を図りながら適切な事務執行に努めてまいります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>6 支出事務（その4）</p> <p>補助金の交付事務において、補助金交付要綱が整備されていない例が認められた。</p> <p>※ 認知症高齢者グループホーム開設準備費補助金の交付に係る事務について、個別の補助金交付要綱が整備されていなかった。補助金等の交付にあたっては、公平性や透明性の確保を図る観点から、市補助金等交付規則のほか、要綱において、補助事業の目的、補助限度額、補助率及び具体的な手続等を明確に定める必要がある。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: center;">（介護保険課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>これまで、認識不足により「いわき市補助金等交付規則」及び県の要綱を事務処理根拠として補助金の交付を行ってきたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今回の指摘を踏まえ、令和2年度末を目途に個別の補助金交付要綱を策定することとし、今後は、要綱に基づいた適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
<p>7 支出事務（その5）</p> <p>報償費の支給に係る支出事務において、支給決定前に支出負担行為の手続きを行っている例が認められた。</p> <p>※ 出産支援金の支給について、令和2年5月11日付けで支給決定をしているが、市財務規則第62条の規定に基づく支出負担行為書の作成が、同月8日に行われており、支給決定前に支出負担行為書の作成が行われていた。</p> <p>（内郷・好間・三和地区保健福祉センター）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>支出負担行為として整理する時期の認識が不足していたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後、同様の誤りが再発しないよう、指摘内容及び市財務規則等関係法規を保健福祉センター職員に周知し、情報の共有を図りました。</p> <p>また、庶務事務について正・副担当がダブルチェックを行うとともに、係長・センター次長・所長は、随時、関係法規を確認して決裁行為を行うなど、チェック体制を強化し、再発防止に取り組んでおります。</p>
<p>8 契約事務（その1）</p> <p>使用料の徴収に係る契約事務において、一部の使用料について徴収事務を委託してなかった。</p> <p>※ いわき市健康・福祉プラザ使用料に係る徴収事務については、地方自治法第243条及び同施行令第158条第1項の規定により、当該施設の指定管理者に委託してい</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき市健康・福祉プラザの指定管理業務において、平成30年度まで利用料金制で運用していた温泉利用型健康増進施設及び宿泊研修施設（宿泊室）について、令和元年度より宿泊研修施設（研修室等）と同様、指定管理料（委託料）制に運用を変更したことから、使用料徴収</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>る。</p> <p>いわき市健康・福祉プラザ歳入の徴収事務委託契約においては、当該施設の指定管理手法について、平成31年4月1日に利用料金制の併用から指定管理料のみに変更したにもかかわらず、平成12年4月1日に締結した当初契約を自動更新していたため、それまで指定管理者の収入としていた使用料について徴収事務を委託していなかった。</p> <p style="text-align: center;">(保健福祉課)</p> <p>9 契約事務 (その2)</p> <p>普通財産の貸付に係る契約事務において、申請に必要と定められている連帯保証人による必要な手続きがなされていないにもかかわらず、申請書を受理し契約を締結していた。また、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置も講じられていなかった。</p> <p>※ 普通財産の貸付に係る契約事務について、市財務規則第250条第2項の規定により、申請書に連帯保証人に連署させるか又は相当の担保を提供する旨の誓約書を添付させなければならないとされているが、そのいずれもないまま申請を受け付け、契約を締結していた。</p> <p>また、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定に</p>	<p>事務の範囲が拡大することとなりました。</p> <p>いわき市健康・福祉プラザの使用料徴収事務については、委託期間を自動更新とする「いわき市健康・福祉プラザ歳入の徴収事務委託契約書」を平成12年4月1日に締結し、事務を委託しており、拡大した徴収事務についても当該契約に含まれるものと誤認識しておりましたが、その範囲は、「いわき市健康・福祉プラザの宿泊研修施設（宿泊室を除く。）」の使用料の徴収であり、拡大部分は含まれていなかったため、指摘事項が発生したものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>令和2年12月16日付けで、「いわき市健康・福祉プラザ歳入の徴収事務委託契約」の契約内容を変更し、事務委託の範囲を「いわき市健康・福祉プラザの宿泊研修施設（宿泊室を除く。）」から「いわき市健康・福祉プラザ（デイサービスセンターを除く。）」の使用料の徴収に改めました。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>連帯保証人の設定については、財務規則第250条第2項の規定を十分に理解せずに契約締結したものです。</p> <p>また、契約書中にいわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定が遺漏していたものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>次期契約時においては、「普通財産貸付契約における連帯保証人の設定に係る事務取扱い」第2条（連帯保証人の設定の範囲）に基づき、借受人となる団体や当該財産の使用目的を確認し、連帯保証人の設定又は省略について起案書本文に明記し、財政部長並びに施設マネジメント課合議のうえで契約を締結いたします。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>よる「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p style="text-align: center;">(保健福祉課)</p> <p>10 財産管理事務</p> <p>郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。</p> <p>【事例1】健康づくり推進課</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点（令和2年10月5日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。</p> <p style="text-align: center;">(健康づくり推進課)</p> <p>【事例2】保健所地域保健課</p> <p>※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手</p>	<p>また、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定についても、契約書中に明記いたします。</p> <p>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>郵便切手の現物と郵便切手等管理簿の残数が一致していなかった点については、令和2年9月23日に84円切手1枚を払出した際、払出後残数の計算誤りのため生じたものです。</p> <p>【事例1】〔措置した内容〕</p> <p>郵便切手等管理簿の担当者として庶務担当者を充て、他職員が郵便切手の受入や払出をした際、担当者が随時郵便切手等管理簿への記載内容と現物の残数が一致していることの確認を徹底するとともに、定期的に庶務担当係長による確認を併せて行うダブルチェックの体制とすることによって、適正な管理に努めてまいります。</p> <p>【事例2】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった点については、令和2年9月1</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点（令和2年9月3日）において、郵便切手等管理簿が整備されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。また、同日に行われた受払いの状況について、郵便切手等管理簿が適切に記載されていない例が認められた。</p> <p style="text-align: center;">（保健所地域保健課）</p>	<p>日に書類送付のために84円切手2枚を払い出したものの、使用せずに戻したものについて、受払簿の訂正を失念したものです。</p> <p>また、同日に行われた受払いの状況の未記載については、令和2年6月12日に資料送付等のために購入した切手について、購入後すぐに使用したために、管理簿への記載を失念したものです。</p> <p>【事例2】〔措置した内容〕</p> <p>郵便切手等管理簿の担当者として庶務担当者を充て、他職員が郵便切手の受入や払出をした際、担当者が随時郵便切手等管理簿への記載内容と現物の残数が一致していることの確認を徹底するとともに、定期的に庶務担当係長による確認を併せて行うダブルチェック体制とすることによって、適正な管理に努めてまいります。</p>